

## 道路占用工事施工方法基準

令和7年4月1日改正

長岡市道路占用規則（平成元年長岡市規則第16号）第14条の規程による道路占用工事施工方法基準を次のとおり定める。

### （目的）

第1条 この基準は、道路占用により地下埋設物等の施設を設置するため、道路の掘削工事施工にあたり、守るべき事項を示すものである。

### （準備工等）

第2条 掘削工事は、着工前に工事に必要な諸準備を十分に整え、工事工程の間に時間的な間げきを生じさせないよう務めること。

2 工事施工にあたっては、あらかじめ工事箇所における地下埋設物件の調査、その周辺の交通状況及び現状確認等万全を期し、工事实施に伴う事故の防止を図ること。

3 交通量が多い場所での短期間に完了する占用工事は、交通量の最も少ない時間帯（夜間休日等）を選んで行うこと。

4 工事の期間及び占用工事に伴う路面復旧の時期等を短縮するよう、機械の使用を計画的に能率よく実施すること。

5 既設工作物の移転改築及び撤去又は防護を必要とするときは、その所有者及び道路管理者の指示を受け、必要な処置を講ずること。

6 占用工事のため、道路及び道路施設に損傷等を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、直ちに道路管理者に届け出てその指示を受け、必要な処置を講ずること。

7 占用工事施工中は、周囲の整理整頓に勤め、許可書を携帯しておくこと。

### （掘削工）

第3条 占用工事に伴う掘削深は、原則として埋設管頂部と路面の距離は0.6m（歩道は0.5m）以下としないこと。別表1のとおり

2 舗装道路の表層部分の掘削は、掘削幅員の両側をコンクリートカッター等で切断し、周囲に破損を及ぼさないよう施工すること。

3 平板ブロック及びインターロッキング舗装の掘削は、ブロック等を破損しないように取り外し、危険のないように整理整頓しておくこと。

4 掘削箇所は、バリケード等で囲み安全に対し万全を尽くすこと。

5 道路構造物（側溝・消雪パイプ等）の下越し処理

（1）道路構造物（側溝・消雪パイプ等）の下に占用管を埋設する場合は、原則、道路構造物をいったん撤去し占用物件を埋設後に埋め戻しを行い、十分な締固めを行った後に復旧すること。

なお、道路構造物の撤去が困難な場合は特例として“さや管”を使用し、下越しすることを認める。

“さや管”の長さについては、道路構造物基礎近くを掘削したことにより基礎下の地山が乱れることを防ぐため、基礎端から30°を荷重分布影響とした範囲

は掘削しないこと（別図のとおり）。よって、掘削が影響線に入らないよう“さや管”の長さを決定すること。ただし、基礎下より1 mを超える場合においては、1 mで決定した長さ以上とする。設置個所については極力構造物の継ぎ目を避けること。

また、これらの処理については、「占用工事完了届出書」に作業状況写真を必ず添付すること。

添付写真は次の事項を含むこと。

- ア さや管長及び口径は種類が異なる毎に検尺
  - イ 全箇所についてさや管の設置作業中及び完了（遠景・近接）状況
  - ウ 改良土の埋戻は、層厚管理による検尺及び締固め状況
- (2) 交通を開放しての敷鉄板下の配管等の危険な作業は行ってはならない。
- (3) さや管設置は既設の道路構造物に影響が少ない所定の方法（ハンドオーガ・かけや等）で行うこと。また、陥没・段差等の原因となる「抉り掘り（たぬき掘り）」は認めない（道路法施工令第13条第2項の規定により禁止）。

不適切施工が判明した場合及び写真の不備（削孔状況及び埋設管の確認ができない時）は手直し工事を指示することがあるので留意すること。

- (4) 路床が砂質土（山砂）等の場合で、掘削作業中や掘削後に掘削面が崩壊した場合の連絡は不要であるが、締固めが可能な範囲まで再掘削し埋め戻すこと。また、崩壊が小規模で締固めが可能な場合は、埋め戻しの層厚管理しながら締固めを行っている施工状況写真を「完了届」に添付すること。

（道路占用埋設管の種類）

第4条 道路占用埋設管の種類は、別紙のとおりとする。別表2のとおり

ただし、指定管種以外の使用に関しては、道路管理者と協議し承諾を得ること。

（占用物件の表示）

第5条 道路占用者は、埋設管に表示を明記すること。別表3のとおり

別表 1

道路下占用物件の埋設深一覧表

物 件	埋 設 深	備 考
水管	1.2 m 超 (0.6 m 超)	(工事実施上やむを得ない場合)
下水道管	3.0 m 超 (1.0 m 超)	(工事実施上やむを得ない場合)
ガス管	1.2 m 超 (0.6 m 超)	(工事実施上やむを得ない場合)
高圧ガス管	1.2 m 超 (0.9 m 超)	(市街地又は人家連担地区で防護構造物設置の場合、 防護構造物までの埋設深)
石油管	1.8 m 超 (1.5 m 超)	市街地の路面下 (防護構造物設置の場合、防護構造物までの埋設深)
	1.5 m 超 (1.5 m 超)	市街地以外の路面下 (防護構造物設置の場合、防護構造物までの埋設深)
	1.2 m 超 (0.9 m 超) (0.6 m 超)	路面下以外 (市街地で防護構造物設置の場合) (市街地以外で防護構造物設置の場合)
地下電線	0.8 m 超	歩道又は自歩道がある道路の車道下及び歩道又は自歩道がない道路の路面の中央部下
	0.6 m 超	上記以外

(注) 1 この一覧表は、道路法第32条第1項第2号該当物件(水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件)において定められている、確保しなければならない道路下占用物件の頂部と路面との距離を物件別に分類したものである。

2 電線共同溝又はキャブシステム等、道路管理者が道路の地下に設ける施設を占用する地下電線については、この一覧表は適用しないものである。

別表 2

## 道路下占用物件に使用できる埋設管路一覧表

○ = 使用できる管種

管種	用途	位置	用途							
			水管	下水道管	ガス管	高圧 ガス管	石油管	電力線	通信線	その他 の管類
鋼管	車道等		○	○	○	○	○	○	○	○
	歩道等		○	○	○	○	○	○	○	○
铸铁管	車道等		○	○	○			○	○	○
	歩道等		○	○	○			○	○	○
ダクタイル铸铁管	車道等		○	○	○			○	○	○
	歩道等		○	○	○			○	○	○
コンクリート管	車道等			○				○	○	○
	歩道等			○				○	○	○
硬質塩化ビニル管	車道等		○	○					○	○
	歩道等		○	○				○	○	○
強化プラスチック 複合管	車道等			○						○
	歩道等			○				○	○	○
陶（セラミック）管	車道等			○						○
	歩道等			○						○
ポリエチレン管	車道等				○					
	歩道等		○		○					
波付硬質合成樹脂管 （FEP管）	車道等									
	歩道等							○	○	

- (注) 1 この一覧表は、道路法第32条第1項第2号該当物件（水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件）において別途定めるものとしている道路下占用物件に使用できる「堅固で耐久力を有する」埋設管路を管種別、位置別に分類したものである。
- 2 鋼管、铸铁管、ダクタイル铸铁管及びコンクリート管以外の管種については、JIS（日本工業規格）、JSWAS（日本下水道協会規格）、電力会社社内規格などにより、「堅固で耐久力を有する」ものとの証明がされているものでなければならない。
- 3 車道等とは、車道部分、横断部分への占用をいう。
- 4 歩道等とは、車道等以外の歩道部分、法敷等及び引込管の占用をいう。

別表2の2

道路下占用物件の埋設深の特例の対象となる管路等及び埋設深一覧表

1 地下埋設深の特例の対象となる管路等一覧表

占用物件	材 質	規 格	管 径
ガス管	鋼管	JIS G 3452	300 mm以下
	ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	300 mm以下
	ポリエチレン管	JIS K 6774	300 mm以下
水 管	鋼管	JIS G 3443	300 mm以下
	ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	300 mm以下
	硬質塩化ビニル管	JIS K 6742	300 mm以下
	水道配水用ポリエチレン管	引張降伏強度 204 kg f/cm <sup>2</sup> 以上	200 mm以下で外径/厚さ =11のもの
下水道管	ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	300 mm以下
	ヒューム管	JIS A 5303	300 mm以下
	強化プラスチック複合管	JIS A 5350	300 mm以下
	硬質塩化ビニル管	JIS K 6741	300 mm以下
	陶管	JIS R 1201	300 mm以下
電力線	鋼管	JIS G 3452	250 mm以下
	強化プラスチック複合管	JIS A 5350	250 mm以下
	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JIS K 6741	300 mm以下
	コンクリート多孔管	管材曲げ引張強度 54 kg f/cm <sup>2</sup> 以上	φ125×9条以下
地下電気 通信線	硬質塩化ビニル管	JIS K 6741	75 mm以下
	鋼管	JIS G 3452	75 mm以下

2 上記1の管路等を埋設する場合の埋設深一覧表

物 件	埋 設 深	備 考
ガス管	道路の舗装厚+0.3m (当該値が0.6m未満の場合は0.6m)超	
	0.5m超	本線以外の線を歩道の地下に埋設 する場合
水 管	道路の舗装厚+0.3m (当該値が0.6m未満の場合は0.6m)超	
	0.5m超	本線以外の線を歩道の地下に埋設 する場合
下水道管	道路の舗装厚+0.3m (当該値が1.0m未満の場合は1.0m)超	本線を埋設する場合
	道路の舗装厚+0.3m (当該値が0.6m未満の場合は0.6m)超	本線以外の線を車道の地下に埋設 する場合
	0.5m超	本線以外の線を歩道の地下に埋設 する場合
	1.0m超	外圧1種ヒューム管を用いる場合
地下電線 及び 地下電気通信線	道路の舗装厚+0.3m (当該値が0.6m未満の場合は0.6m)超	車道の地下に埋設する場合
	0.5m超	歩道の地下に埋設する場合

- (注) 1 この一覧表は、平成11年3月31日建設省道政発第32号建設省道路局路政課長及び建設省道国発第5号建設省道路局国道課長通達の適用対象となる管路等及び適用する埋設深を示したものである。
- 2 この表は、事業として「占用物件」の欄に掲げる物件を埋設する者について適用する。
- 3 この表に掲げる管路等以外の管路等であって、この表に掲げる管路等と同等以上の強度を有するものは、この表に掲げる管路等の管径を超えない範囲内において、特例の対象とすることができる。この場合は、占用者からこの表に掲げる管路等と同等以上の強度を有することを示させること。
- 4 歩道の地下に設ける場合は、当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。
- 5 「本線」とは、各施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるにあたっては道路構造の保全等の観点から所要の配意を要するものを指す。
- 6 道路の舗装構成、土質状態、交通状況及び気象状況等を原因として、一覧表に定める以上の埋設深を求める場合がある。
- 7 歩道の地下に設ける場合で、切り下げ部があり、路面と当該埋設管路の頂部の距離が基準以下になるときは、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除き、所要の防護措置を講じること。また、将来、該当歩道に切り下げ部が設けられる場合も同様とする。

別表3

地下埋設占用物件の管理者の明示に関する実施基準

色別等 占用物件	地色	印刷内容	(例)
水管	青色	長岡市水道局	2010又は平成22年
ガス管	緑色	北陸ガス	同上
電力線	オレンジ色	東北電力	同上
電話線	赤色	NTT東日本	同上
送油管	黄色	石油資源開発	同上

- (注) 1 管理者名については、そのマークに替えても良いものとする。
- 2 埋設年は、西暦又は平成の表示のいずれでも良いものとする。
- 3 表に掲げる以外の地下埋設占用物件については、明示方法を道路管理者と協議すること。

別図 さや管の設置例（U型側溝の場合）

- (1) 乱さない範囲を掘削しない（下図 斜線部）
- (2) さや管の長さは、深さ（ $D+d$ ）の位置の影響幅を計算した値以上とする。  
$$L = B + \{ (D+d) \times \tan 30^\circ \times 2 \} \quad (\tan 30^\circ = 0.577)$$
- (3) 基礎下から1 m以上の箇所でさや管を設置する場合は1 mで算出された幅以上とする。
- (4) さや管設置は所定の方法で実施すること。
- (5) さや管の設置には構造物（側溝など）の継ぎ目の直下は極力避けること。

